

令和7年度 個別避難計画作成ワークショップ事業業務委託仕様書

1 委託件名

令和7年度 個別避難計画作成ワークショップ事業業務委託

2 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号（市民局 防災・危機管理部 地域防災課）

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 目的

令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、災害時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の個別避難計画（以下「計画」という。）の作成が市町村の努力義務とされており、福岡市として計画作成に積極的に取り組んでいる。

その一環として、地域における計画の作成を促進するためコーディネーターを活用した個別避難計画作成ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を委託により実施し、計画作成数の増加を目指すもの。

5 ワークショップ実施対象校区・対象者等

ワークショップ実施対象となる校区一覧及びワークショップで利用する要支援者名簿データ及び同名簿の一部が転記された計画書のデータは、市から提供する。

(1) ワークショップ実施校区数

20 校区

(2) 計画作成の対象者

ワークショップ実施校区に居住する要支援者のうち計画未作成者

(3) 計画作成目標数

50 件以上/校区

※対象者数が少ない場合はその限りではない。

6 委託内容

本業務委託の目的に基づき、以下の内容を実施すること。

(1) ワークショップ実施校区との日程調整等

① 市が提供した実施校区一覧をもとに各校区との実施日の調整や内容の調整を行う。

② ワークショップ実施調整に係る校区からの問い合わせ先を設ける。

(2) ワークショップの実施

① ワークショップの実施日数

- ・ 原則2日実施すること。

※ただし、実施校区の状況や要望に応じて1日の実施とする場合は市と協議し決定すること。

② ワークショップの実施内容（例）

- ・ 1日目「要支援者名簿制度、計画作成の流れ、事例紹介等」
- ・ 2日目「計画作成作業の支援・補助」

※実施後に地域が主体となり計画作成ができる内容とすること。

③ 計画作成数・ワークショップ参加人数の集計

（ア）ワークショップ最終日にワークショップ参加人数と計画作成数（速報値）を集計し市に報告すること。

（イ）また、実施校区のフォロー（問い合わせ対応など）を行い、1か月を目途に計画作成数（確定値）を集計し、市に報告すること。

なお、作成された計画は地域で管理するため、市へ提出する必要はない。

(3) 市への報告書提出

上記（ア）の報告はワークショップ実施月翌月10日、（イ）の報告は同実施月の翌々月10日（土・日・祝日の場合はその翌日）までに本市へ報告書として提出すること。

ただし、（ア）、（イ）の期限が令和8年3月31日を超える分については令和8年3月31日までに市に報告すること。

また、内容等に不備があり、修正等が必要な場合には市の指示に従うこと。

7 事業スケジュール及び実施体制等

(1) 契約後、速やかに事業スケジュールを市に提出すること。

提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時、市に報告すること。

(2) 本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

8 納入成果物

(1) 納入期限

令和8年3月31日

(2) 納品物

業務報告書

(3) 納品場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号（市民局 防災・危機管理部 地域防災課）

9 本委託業務の支払い

(1) 委託料の支払いは、履行確認後、1回払いとする。

(2) 事業完了後は、業務完了報告書を市に提出すること。

(3) ワークショップ実施校区数に応じて、契約変更する場合がある。

10 個人情報の取り扱い、守秘義務等

- (1) 受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するにあたり、別途定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) ワークショップ参加者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させること。

11 その他特記事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、福岡市市民局防災・危機管理部地域防災課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 受託者は、本書に定めるもののほか、福岡市契約事務規則その他関係法令等の定めるところに従わなければならない。
- (3) 本業務の遂行において、受託者が第三者へ損害を与えた場合、その損害が受託者の故意または重大な過失により生じた場合には、受託者の責任において損害を賠償すること。
- (4) 本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は、本市の指示のもと、本業務終了日までに本市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引継ぎに伴う移行等に必要となる構成要素を円滑に提供できるようにすること。

12 問合せ先

福岡市役所 市民局 防災・危機管理部 地域防災課

担 当：避難支援係 石原・山本

T E L：092-711-4156 ／ F A X：092-733-5861

メール：chiikibousai.CAB@city.fukuoka.lg.jp